

令和 6年11月 1日

後発医薬品の使用に関する積極的な取り組みについて

当院では、投薬を行うに当たって、薬事法第14条の4第1項に掲げる医薬品「新医薬品」とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第14条の規定による製造販売の承認がなされたもの「後発医薬品」の使用を考慮すると共に、患者様に後発医薬品を選択する機会の提供と対応に努めております。また、医薬品の供給が不足した場合は、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方内容変更に関して、十分な説明を行い、実施いたします。皆様のご理解ご協力賜りますようお願いいたします。

医療法人社団 翔嶺館
十勝の杜病院